

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：富山県

1. 全職員にかかる情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	86.0	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.2	%
全職員	80.3	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」にかかる役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	106.7	%
本庁課長相当職	95.1	%
本庁課長補佐相当職	98.5	%
本庁係長相当職	96.8	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	92.5	%
31～35年	100.7	%
26～30年	98.6	%
21～25年	91.8	%
16～20年	89.0	%
11～15年	88.7	%
6～10年	84.9	%
1～5年	82.0	%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】
 ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は86.8%である。
 ・当該職員の男女比は4：3であるところ、他の職種に比べて給与水準が高い医師又は歯科医師の男女比は5：1である。
 ・職員数の男女比について、勤続年数20年以下の区分にあってはおよそ5：5であるところ、21年以上の区分においてはいずれも男性の割合が高い。（＝給与水準が高い区分の男性の割合が高い。）

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】
 ・会計年度任用職員について、当該職員の男女比は3：7であるところ、他の職種に比べて給与水準が高い医師又は歯科医師の男女比は2：1であり、給与総額に占める男性医師の割合が52%、女性医師の給与の割合が15%である。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までに年度単位で算出している。
- * 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局、企業局）については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。